

令和4年度 磐田市男女共同参画審議会委員

磐田市男女共同参画推進条例

第3章 磐田市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 市は、磐田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、第11条第2項、第15条及び第17条第3項に規定する意見を行うほか、基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、市長が属する委員20人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することを妨げない。

(委任)

第21条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規定で定める。

委員を依頼する方(計15人)

	氏名	かな	所属等	
1	鈴木 まり子	すずき まりこ	鈴木まり子ファシリテーション事務所	継続
2	永野 涼子	ながの りょうこ	佐々木法律事務所(市顧問弁護士)	継続
3	福長 たか江	ふくなが たかえ	磐田市人権擁護委員	継続
4	永井 新次	ながい しんじ	磐田地区労働者福祉協議会	継続
5	桐畑 りか	きははた りか	浜松いわた信用金庫ワーキングレディース	継続
6	藤森 新五	ふじもり しんご	ファザーリング・ジャパン	継続
7	久永 公子	ひさなが きみこ	いわた減災ネットワーク連絡会	継続
8	杉浦 直	すぎうら なおし	若者いわたネットワーク	継続
9	袴田 くるみ	はかまた くるみ	にじいろ安場in浜松	継続
10	稲葉 紗恵	いなば さえ	30歳の大同窓会	継続
11	夏目 裕子	なつめ ゆうこ	西坂町自治会長(見付) 見付女性防災委員	新規
12	松野 裕貴	まつの ひろたか	磐田市PTA連絡協議会	新規
13	山中 洸武	やまなか こおぶ	フィットネスジム「アスリークスジム」 30s祭	新規
14	西藤 正江	さいとう まさえ	公募(ワークピア磐田)	新規
15	石田 真之介	いしだ しんのすけ	公募(建設業)	新規

事務局

	氏名	かな	所属等
1	伊藤 方伸	いとう まさのぶ	地域づくり応援課 課長
2	伊藤 豪紀	いとう ひでのり	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ長
3	坪井 信	つぼい しん	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ
4	川合 紗也華	かわい さやか	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ
5	森 優也	もり ゆうや	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ
6	池端 美咲	いけばた みさき	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ
7	三村 めぐみ	みむら めぐみ	地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ

各所属長 様

総務課長 堀江厚志
地域づくり応援課課長 磯部公明

審議会等の委員選任における女性及び公募委員の積極的登用について（依頼）

本市は、様々な施策の決定過程に多様な視点や意見を取り入れ、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、審議会等の委員選出について、「審議会等に関する指針や要領」及び「男女共同参画プラン」に基づき性別に偏りのない委員構成と公募委員の積極的な登用を推進しています。

しかしながら、毎年調査をしている地方自治法第202条の3「普通地方公共団体の執行機関の附属機関」に該当する本市の審議会等の状況を見ると、令和3年4月1日現在、指針で示す努力目標である女性比率30%を下回るのは56審議会等のうち38(67%)、公募委員の比率20%を下回るのは52(93%)となっています。

つきましては、新年度に向け委員選任又は改選を迎える際は、性別割合に偏りなく、公募等を活用した幅広い人材登用に努めるよう格段のご配慮をお願いします。

また審議会・委員会に限らず各課が所管する検討委員会・懇話会・意見交換会等においても同様の配慮をお願いします。

記

令和3年4月1日現在

◇女性委員の比率

女性比率 (%)	審議会等の数	割合 (%)
40 以上	11	19.7
30 以上～40 未満	7	12.5
20 以上～30 未満	12	21.4
10 以上～20 未満	12	21.4
0 超 ～10 未満	3	5.4
0	11	19.6
計	56	100.0

◇公募委員の比率

公募委員比率 (%)	審議会等の数	割合 (%)
20 以上	4	7.1
15 以上～20 未満	1	1.8
10 以上～15 未満	5	8.9
5 以上～10 未満	3	5.4
0 超 ～5 未満	0	0
0	43	76.8
計	56	100.0

総務課
文書法制G
担当：鈴木良幸
電話：37-4803
内線：(11)2329

地域づくり応援課
地域支援・青少年育成G
担当：伊藤豪紀
電話：37-4811
内線(11)2251

※裏面の指針・要領等(抜粋)を参照してください。

参考

◇磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

4 委員構成・選任

(1) 委員の構成

- ① 委員は、審議会等の設置目的に照らし、幅広い分野からの登用に努めるものとし、(略)
- ② 男女共同参画社会の実現に向け、委員の構成比率が男性及び女性のいずれかに偏ることがないように、男性又は女性委員の割合が構成委員の30%を下回らないよう努めるものとする。
- ③ 政策決定過程の透明化及び市民参画の機会の拡充を推進するため、できる限り公募による委員を選任するものとする。(略)

◇第2次磐田市男女共同参画プラン（抜粋）

(4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進 重点施策【女性活躍推進】

①市の審議会等への女性登用促進

番号	施策	内容	担当課
23	市の審議会等への女性登用促進	(略) 指針を徹底し、 <u>女性登用率が目標値を下回る審議会等の所管課に指導する等、女性の積極的登用を促進します。</u>	総務課 地域づくり応援課 全課
24	市の審議会等への公募員の登用促進	(略) 要領に基づく、 <u>公募委員の登用促進します。</u>	総務課 地域づくり応援課 全課

◇磐田市審議会等の委員の公募に関する要領（抜粋）

2 公募枠

- (1) 審議会等の委員の定数には、積極的に公募委員の枠を設置するものとする。
- (2) 公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標とする。

各所属長 様

地域づくり応援課長 伊藤 方伸

審議会等における女性の参加状況に関する調査について（依頼）

このことについて、審議会等への女性参加を促進するにあたり、実態を把握するため、下記のとおり報告をお願いいたします。

なお、本年度より「4 対象となる審議会等」を下記のとおり拡大します。

記

1 報告方法

以下に保存してある Excel「R4 審議会等調査」へ、以下のとおり入力してください。

0:¥調査・報告フォルダ¥9201000 地域づくり応援課¥【7月1日正午】令和4年度地方公共団体に関する男女共同参画に係る調査の実施について(依頼)¥【各課】女性委員割合

2 報告期限 令和4年7月1日(金)正午まで

3 調査時点 令和4年6月1日現在

4 対象となる審議会等（※②③は今年度から対象とした会議体）

- ① 法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより定める会議体
- ② 規則、要綱、規程により定める会議体
- ③ 課で設置する、市民や団体代表など外部の方による全ての会議体
ただし、職員のみで構成される会議体や、参加者全員を公募する会議体など市が人選できない性質の会議体、単発の会議は対象外

5 入力方法

- ① Excel には、令和3年度にご報告いただいた審議会等が入力されています。「所管課」を選択し、令和3年度の内容がコピーされている黄色セル部分を確認の上、修正してください。確認後は、修正の有無に関わらず赤字にしてください。
- ② 黄色セル部分以外で修正がある場合は、赤字で入力してください。
- ③ 新規に報告していただく会議体は、No. 77 以降に黒字で入力して下さい。
- ④ その他

新規	新規に入力する会議体は、備考欄に「令和〇年〇月〇日設置」と記載
廃止	廃止になった会議体は、 ①見え消し②備考欄に「令和〇年〇月〇日廃止」と入力
委員数	委員実数（定数－欠員）を入力 ※女性委員のいない審議会等も全て対象
女性委員数	委員実数のうち、女性委員の数を入力
公募委員数	公募委員の数と、女性委員の数を入力
女性委員比率 公募委員比率	計算式が入っているため入力不要

地域づくり応援課
多文化共生・市民活動G 川合・池端
内線：(11) 2252 外線：37-4870

◆審議会等の女性委員と公募委員の割合（調査結果）

第3次磐田市男女共同参画プランの中で重点目標の1つとして掲げられている「市の審議会等への女性参画と公募委員の登用を促進」の現状は以下のとおりです。

	委員数	うち女性委員数	うち公募委員数	うち女性委員数	女性委員比率(%)	公募委員比率(%)
R3	1,048	290	25	13	27.7	2.4
R4	1,154	322	30	15	27.9	2.6

◇R4 女性委員の比率

女性比率(%)	審議会等の数	割合(%)
40以上	10	13.0%
30以上～40未満	10	13.0%
20以上～30未満	20	26.0%
10以上～20未満	15	19.5%
0超～10未満	3	3.9%
0	19	24.7%
計	77	100.0%

◇R4 公募委員の比率

公募委員比率(%)	審議会等の数	割合(%)
20以上	5	11.7%
15以上～20未満	3	3.9%
10以上～15未満	5	6.5%
5以上～10未満	3	3.9%
0超～5未満	0	0.0%
0	61	74.0%
計	77	100.0%

調査結果より

- 昨年の結果と比較すると、女性委員・公募委員の割合は0.2%増加。
- 女性委員は、増加傾向ではあるものの、全体の約30%弱と、男性に比べて少ない。
- 公募委員は、全体の2.6%と少ない。
- 今後も総務課と連携して、全課に、女性委員・公募委員の登用についての発信をしていく。

男女共同参画パネル展について

1. 男女共同参画展示 市民活動「みほん市」

- ◆期間：6月14日（火）～6月19日（日）
- ◆場所：磐田市立中央図書館
- ◆来場者：400名

〈今回のテーマ〉 男女の役割意識について考えよう

今年度は、テーマを「男女の役割意識」とし、家庭・職場・地域ごとの身近な男女の役割分担意識の課題について考えてもらうことが出来るよう、啓発展示を行いました。

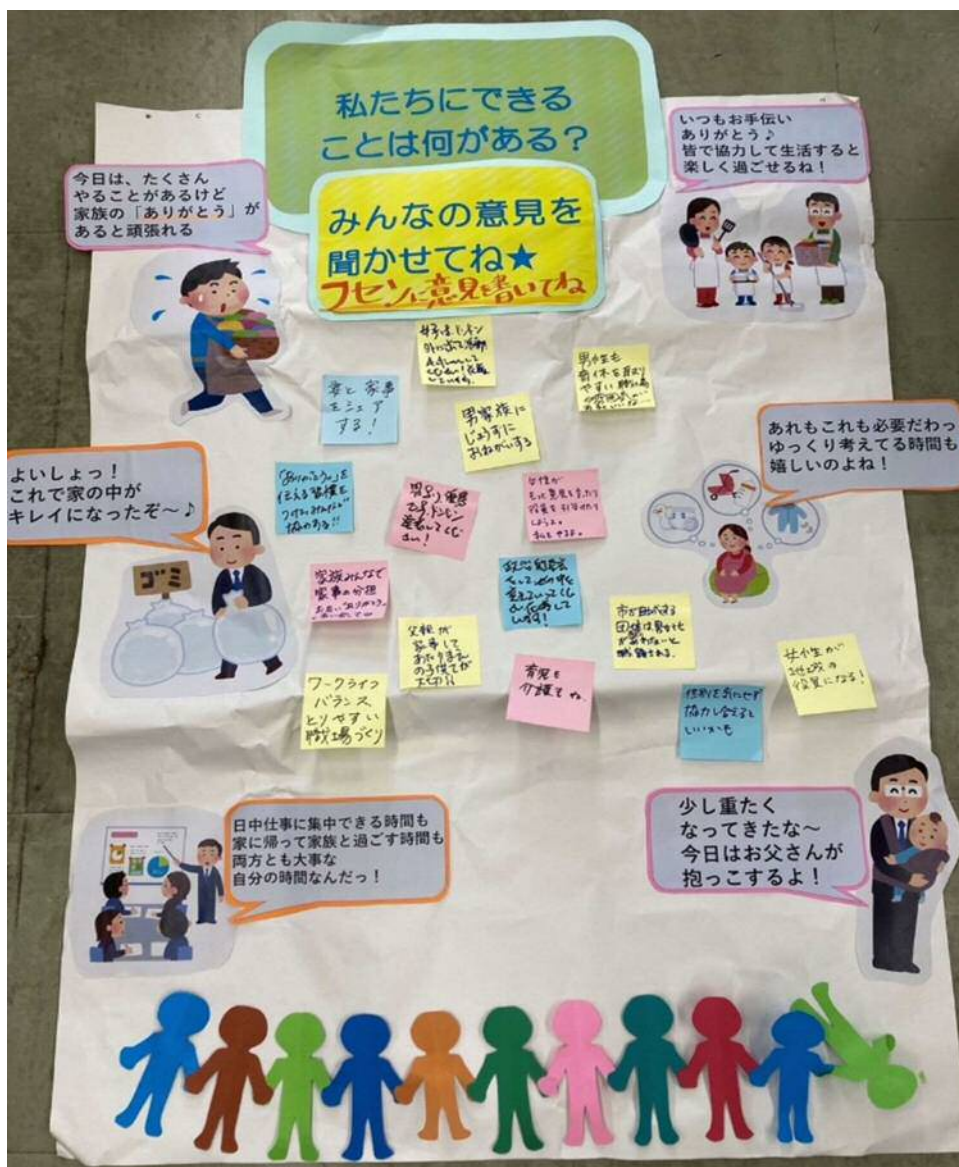
また、来場者の方が展示を見て「自分たちに出来ること」について、誰でも自由に意見が記入できるパネルを設け意見を共有できるよう工夫しました。

【展示の様子】









【来場者が考えを共有する工夫】

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家族みんなで家事を分担し、「ありがとう。」を伝える ・男性家族（父・兄・弟など）に上手に協力をお願いをする ・性別を気にせず協力し合う ・妻と家事をシェアする
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと女性が意見を言ったり、役員を引き受けたりする
職場	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスのとりやすい職場づくり ・男性も育休の取りやすい職場になると良い



2. 交流センターの男女共同参画に関する巡回展示について

場所(仮予定)	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
にこっと展示 スペース								
豊田エリア								
北部・豊岡エリア								
中央南部エリア								
福田・竜洋エリア								
東部エリア								

資料4

事務連絡
令和4年 月 日

自治会連合会防災部員 各位

自治会連合会 防災部
部長 星野 秀次郎

男女共同参画の視点からの防災に係る講話のご案内

日頃より、自治会連合会の防災活動に、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、自治会連合会では男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組んでいます。令和4年度は、女性の参加しやすい防災活動を推進するため、令和4年12月4日（日）の地域防災訓練において、下記のとおり、講話を計画しています。

つきましては、参考に資料を送付しますので、本講話の趣旨をご理解いただき、各指定避難所において実施を希望する場合は、事務局にご連絡いただきますようお願い致します。

記

- 1 日 時 令和4年12月4日（日）
- 2 所要時間 訓練実施時間のうち1時間程度
（指定避難所で行う地域防災訓練の中で実施）
- 3 内 容 講座「(仮) 男女共同参画の視点からの防災」
グループ討論形式等
※詳細は訓練役員等と打合せをして決定します。
- 4 講 師 いわた減災ネットワーク連絡会
- 5 その他 会場の広さに応じて参加人数に上限を設ける場合があります。
多数の希望があった場合は、地域の防災への取り組み状況を考慮して実施場所を決定します。

問合せ
自治会連合会事務局
地域づくり応援課
担当：青野・鈴木
TEL：0538-37-4751

1 令和4年度 人権講演会

日時： 令和4年11月12日（土）

場所： アミューズ豊田 ゆやホール

テーマ（仮）：性別は男女だけではない これからのLGBT

講師： 三ツ矢 雄二（アニメタッチ 上杉達也役 声優）

対象： 一般市民

主催：福祉課

2 男性・女性の専門相談、DV相談窓口の周知拡大

実施時期：令和4年 秋

場所：コンビニ、ネットカフェ、本屋など

方法：・補導センターの機能を持つ地域づくり応援課が毎年実施している店舗への立入調査（有害図書・玩具）にあわせて行う。

- ・店舗に、「男性・女性の専門相談窓口」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」などの相談窓口紹介カードを配架して頂くよう依頼し、悩みを抱えている方と相談窓口をつなげる。 ★第3次プランの数値目標

県制度利用者が利用できる行政サービスについて

(静岡県男女共同参画課)

1 概要

静岡県パートナーシップ宣誓制度は、婚姻と同等の法的効果が生じるものではないが、制度利用者の生活上の困難を少しでも解消するため、各自治体の裁量の範囲内で、制度利用者が婚姻カップルと同じサービスや対応を受けられるよう取り組むこととしている。

このため、県が提供する県民向け行政サービス（婚姻カップル、配偶者や子を含む家族を想定した行政サービス事業）については、県及び導入4市の宣誓書受領証等を保有する者が利用できるよう調整中である。

また、各市町が提供する同様の住民向け行政サービスについても、県の宣誓書受領証等を保有する者が利用できるよう、各市町において調整をお願いする。

2 基本的考え方

(1) 市町における調整方法

- 各市町は、先行自治体のサービス例を参考に、各自、対象となる行政サービスを洗い出し、要件確認とともに、提供の可能性及び手続の見直し等について、庁内検討・調整を進めていただきたい。

※法律等により国や県が対象者を規定する事業を除く。

※各行政サービスの利用にあたっては、各事業の個別要件を満たす必要がある。

(例：市内在住や同居などを必須としているサービス等)。

- 宣誓の有無に関わらず既に利用できる行政サービスについても、県制度開始時に合わせて改めて周知するなど、宣誓者を含む関係者が利用しやすい環境整備に留意いただきたい。

(2) 県での対応

- 市町営住宅及び市町立医療機関については、県及び市町（該当するサービスがない市町を除く。）での統一的な適用を目指し、県が率先して、関係機関及び市町関係課との調整を進めていく。
- 制度開始と同時に利用可能な県及び市町の行政サービスについては、県HP等で広報する。開始後に利用が可能となったサービスについては、県から市町に定期的に調査の上、順次公開情報を更新するとともに、宣誓者に提供する。

3 具体的な行政サービス

(1) 県が提供する行政サービス（R4.7 現在、提供を前提に調整中のもの）

■宣誓書受領証等を活用するサービス

- 県営住宅
- 県立総合病院、県立子ども病院、県立こころの医療センター、県立がんセンター
- 拾得物の受領
- 世帯用職員住宅への入居（県職員対象）

■宣誓の有無に関係なく既に利用可能であるが、改めて周知するサービス

- 身体障害者等に対する自動車税の減税、DV相談

(2) 市町が提供する行政サービス

■宣誓書受領証等を活用するサービス（全県で統一的な提供を目指すもの）

- ・市町営住宅、市町立病院（一部事務組合等含む）

■宣誓書受領証等を活用するサービス（各市町において調整）

（参考）制度導入4市・県外自治体のサービス例

4 今後のスケジュール（予定）

時期	全体	行政・民間サービス	
		市町	県
R4.8月		・市町サービスの洗い出し、提供可能性検討、要件見直し	・県サービスの洗い出し、提供可能性検討、要件見直し
.9月			
10月	9月議会での報告		・市町への照会、とりまとめ
11月	広報開始		・民間サービス関係団体への依頼、とりまとめ
12月			・市町への照会、とりまとめ
年度内	制度開始（施行）		・HPでの公開（以後、適宜更新）
R5年度		<以下、継続的に対応>	

静岡県パートナーシップ宣誓制度の導入について

(静岡県男女共同参画課)

1 要旨

県の新ビジョンにおいて、誰もが理解し合える共生社会の実現を目指し、ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくりを位置づけている。その具体的な取組の一つとして、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

2 これまでの経緯

年度	時期	内容
R2	4/1	………浜松市パートナーシップ宣誓制度開始………
	10月	・市長会から R3 県予算要望書の提出（県制度の創設要望）
	12/7	・本会議代表質問（県制度の検討要望に対し、市町と協議を行う旨答弁）
R3	4/1	………富士市パートナーシップ宣誓制度開始………
	6/30	・市町担当課長会議①（制度に関する情報提供・意見交換、アンケートの実施）
	9/17	・市町担当課長会議②（アンケート結果報告、県制度案に対する意見交換） ＜アンケート結果＞県による制度導入 賛成 88.6%（31/35 市町）
	10/1	・本会議一般質問（支援策の検討要望に対し、R4 に県制度導入を目指す旨答弁）
	10月	・市長会から R4 県予算要望書の提出（県制度の創設要望）
	2/4	・県男女共同参画会議（県制度案の審議）
	3/3	・本会議一般質問（県制度への疑義に対し、経緯や目的・必要性を答弁）
R4	4/1	………静岡市、湖西市パートナーシップ宣誓制度開始………
	5/6	・パブリックコメントの実施（～6.3）
	6/28	・常任委員会説明（パブコメ結果概要、県政モニターアンケート結果報告） ＜アンケート結果＞賛成+どちらかといえば賛成 72%（回答数 570 人）

3 パブリックコメント結果（概要）

(1) 募集期間 令和4年5月6日（金）から6月3日（金）

(2) 意見件数 242 通 541 件

	項目	件数		項目	件数
①	制度創設の目的・基本的考え方	373	③	サービスに関すること	35
②	要件・手続に関すること	40	④	その他の意見	93

(3) 主な意見

①制度創設の目的・基本的考え方

- ・伝統的な家族・婚姻制度の崩壊が危惧される。
- ・子どもの教育や女性の生活環境などに悪影響が生じる可能性がある。
- ・当事者の困りごとは、現行制度の中で個別に対応すれば解消するのではないか。
- ・県内外の制度の利用実績が少なく、当事者から求められていないのではないか。

- ・パートナーとの関係性を周りに説明しやすくなる当事者が増える。
- ・制度を使わない当事者も、自身の存在を社会から否定されていないと思える。
- ・県内に暮らすことを選択した当事者が安心して暮らせるよう制度を実現し、制度を通じて理解が深まり、諸問題が解決されることを期待する。
- ・SDGs の目標の多くに当てはまる大事な制度だと思う。

②要件・手続に関すること

- ・受付窓口の拡大、郵送・メールでの手続、土日の手続など検討してほしい。
- ・ファミリーシップという言葉も併記したほうが分かりやすい。
- ・受領証等は簡単に複製できないようなものにする必要がある。

③宣誓書受領証等を活用して宣誓者が受けられるサービスに関すること

- ・企業への啓蒙を行うと共に、民間サービスの拡大を働きかけて欲しい。
- ・婚姻関係と同等の選択肢ができるものであってほしい。
- ・サービスの提供ができる企業等を見える化してほしい。
- ・受けられるサービスが増えること等で不正利用などの懸念がある。

④その他の意見

- ・多様な性のあり方等を学習する機会の創設もセットでお願いしたい。
- ・別の県や市と連携し、相互利用ができるようにしてほしい。

4 制度の内容（パブリックコメント反映）

参考資料1のとおり

5 導入までのスケジュール（予定）

時期	内容
R4.9月	県男女共同参画会議での報告
10月上旬	9月議会での報告、庁内推進会議の開催
11月	広報開始
年度内	制度開始（施行）

■第2次男女共同参画プラン 取組結果(調査票)

令和3年度実績分

資料7-1

●A:計画通り B:ある程度計画通り C:ある程度計画通りだが不十分 D:積極的な取り組みが必要

基本方針 1. 共に役割を果たす基盤づくり

基本的施策(1) 男女が人権を尊重する教育や学習の充実【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①男女共同参画を推進する学校教育の充実	1	男女共同参画を推進する学校教育の充実	市内小中学校に対して男女共同参画に関わる出前講座を実施する。	4校	令和3年7月に開催校の募集を行い、富士見小学校と磐田南小学校の2校から応募があった。その後まん延防止等重点措置の適用などにより開催中止となった。	0校	C	募集案内に具体的な講座内容が分かるよう開催例や写真を載せた資料を作成して、気軽に応募できるような工夫をした。より応募がふえるよう募集時期を年度初めに改善する。	地域づくり応援課
			男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材を育成するため、教職員等を対象とした研修等を実施する。	5校	市内全学校で、校内研修・職員会議等の時間に県発行「静岡県人権教育の手引き」を活用した研修を実施した。	32校	A	「静岡県人権教育の手引き」には、男女共同参画内容が記載されており、意識の向上が図られた。	学校教育課
	2	男女共同参画を推進する家庭教育の充実	男性の育児や家事参加への理解を深めるための情報提供を行う。	男性の育児休暇取得数の増加	感染症拡大により、中止となった講座もあったが、にこっこのいっ向け講座を2日間、計4回開催し保護者49人が参加した。	1.8%	B	男性の育児参加のきっかけづくりができた。	こども未来課・にこっこ
			家庭教育出前講座の講師リストへ男女共同参画の視点をもった講師を含めることで学習する機会を設ける。	2講座	男女共同参画の視点を持って、特に「父親」に向けた内容は2講座あるが、園からの希望はなかった。	0講座	C	今後もすべての講師が男女共同参画の視点をもって講座を開催できるよう講師や団体へ伝える必要がある。	地域づくり応援課
	3	キャリア教育を中心とした実践教育による男女共同参画の理解促進	市内小中学校にて男女共同参画に関わる出前講座を進学・就職・結婚といったキャリアと組み合わせる。	4校	令和3年7月に開催校の募集を行い、富士見小学校と磐田南小学校の2校から応募があった。その後まん延防止等重点措置の適用などにより開催中止となった。[再掲]	0校	C	募集案内に具体的な講座内容が分かるよう開催例や写真を載せた資料を作成して、気軽に応募できるような工夫をした。より応募がふえるよう募集時期を年度初めに改善する。[再掲]	地域づくり応援課
			関係各課や団体と学校が連携して、キャリア教育を通じて社会の現状と課題を理解させるよう努める。	32校	総合的な学習の時間等でキャリア教育を行った。	32校	A	各校で、発達段階に応じたキャリア教育を行った。	学校教育課
			キャリア教育を通じて、地元企業への関心を高めるとともに、職業観を養う。 ・小中学校へ市内の起業家や個人事業主を講師として派遣する。 ・高校生と市内企業との交流会を実施する。	—	・講師派遣事業 市内小学校5校(竜洋北小、岩田小、磐田南小、東部小、豊浜小)に対して講師を派遣 実績:5校 508人(延べ) 講師11人(延べ) ・高校生と市内企業等との交流授業 市内高等学校5校で交流授業を実施 実績: 南高 1年生41名、参加企業6社 北高 1年生195名、参加企業14社 西高 2年生40名、参加企業6社 農高 2年生71名、参加企業10社 東高 2年生36名、参加企業6社	小学校5校 高等学校5校	A	計画通りに実施することができた。今後も継続していく。	経済観光課

基本的施策(1) 男女が人権を尊重する教育や学習の充実【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
②地域学習における理解促進	4	社会的に作られた性差による固定的役割分担及び偏見等に気付くための学習機会の充実	市内交流センター講座、家庭教育出前講座等を活用した男女共同参画に係る講座を実施し、個性の能力を尊重した学習について考える機会を提供する。	2講座	豊田東交流センターにて、「男の地域デビュー講座」を実施。	1回	B	実際の地域活動を行う男性が女性に比べて少ない現状から、男性も地域デビューをしやすくなるための講座を企画した。しかし講座数が少ないため、他センターでも企画出来るようにしていく必要がある。	地域づくり応援課
	5	市民の男女共同参画に関する学習の支援	指導者や講師を載せた「学びの師」や「市民活動団体一覧」を活用し男女共同参画に関する講師や団体を紹介することで、学習する機会の支援を行う。	男女共同参画の視点を入れた講師や団体の紹介	市公式HPや市内交流センターに学びの師や学びの友を設置して誰もが閲覧できるように情報発信を行った。	掲載	C	講師や団体を紹介するその後のサポートを考えていく必要がある。	地域づくり応援課
	6	男女共同参画の視点に立った市民活動団体の育成	各地域づくり協議会の健全育成事業、30歳の大同窓会、いわたゆきまつり、などの事業を補助し、男女共同参画意識が育まれる支援を行う。	実施	企画や準備に男女それぞれの参加及び視点を取り入れた。 ①健全育成大会⇒内容見直し R4.5月実施 ②成人式 ヤマハスタジアムで実施 ③ゆきまつり ⇒コロナで中止	概ね実施	B	各事業・イベントの企画や運営に男女が分けて隔てなく参加できている。偏りがないよう、継続的に啓発を行う。	地域づくり応援課
③多様性社会の認識と啓発	7	男女共同参画に関わる国際的な情報の収集と提供	男女共同参画週間に合わせて、図書館展示場でジェンダーギャップ指数等を用いて展示し、国際的な日本の状況を示す機会を設ける。	啓発展示の実施	6月15日から30日まで磐田市中央図書館で市民活動センターと共催でパネル展を開催し、ジェンダーギャップ指数を用いて、日本の男女格差の現状を広報した。	開催	A	計画通りに開催できた。より多くの市民が興味をもって日本の現状に触れる機会を設けるために、時事問題等を用いて身近な問題であることを示していきたい。	地域づくり応援課
	8	国際理解・異文化理解を深める講座等の開催	磐田袋井掛川インターナショナルフェアを通して広く多文化理解を深める。	開催	3月12日から27日までららぽーと磐田で開催した。外国を知る企画展や国際交流団体の紹介を行った。	開催	A	コロナ禍で開催方法や内容に制限があったが商業施設で開催することで気軽に国際理解や異文化理解を深める機会を設けることができたのではないかと考える。	地域づくり応援課
	9	外国人市民のDVやハラスメントに関する相談体制の充実	ポルトガル語版広報いわたを通じて、女性相談ダイヤルについて紹介し、相談できる体制づくりを行う。(こども未来課と共通目標)	広報記事掲載	広報いわた11月号(ポルトガル語版)へ「DVで悩んでいませんか?」の見出しで記事掲載。女性相談ダイヤルを含め、相談窓口を紹介した。	11月号掲載	B	次年度は広報いわただけでなく、幼稚園・保育園・学校などで発行する保護者向けの通知の中に相談窓口を掲載し、より多くの市民に情報発信をしていきたいと考える。	地域づくり応援課
			”	”	”	広報記事掲載	A	継続的な記事の掲載を行うことで、周知が図られていくと考える。	こども未来課
	10	性的少数者等に対する理解の促進	男女共同参画週間に合わせて、本庁1階展示スペースでパネル展を実施し、LGBTに対する意識啓発を行う。	啓発展示の実施	・6月21日から30日まで本庁舎1階展示コーナーでパネルを展示 ・庁舎内で使用する書類の性別記載欄の廃止 ・職員向けLGBTのガイドブックを作成 ・職員向けLGBT基礎知識の動画を配信 ・広報いわた3月号でLGBTIについての特集掲載	開催	A	性の多様性への理解促進のために職員にガイドブックや動画を活用した。より具体的な当事者の現状を理解するために研修会を開催していきたい。	地域づくり応援課
性的指向や性同一障害などを理由として困難な状況に置かれている人々の理解を進める。			32校	市内全学校で、校内研修・職員会議等の時間に県発行「静岡県人権教育の手引き」を活用した研修を実施した。[再掲]	32校	A	研修で使用した「静岡県人権教育の手引き」には、性的少数者等への差別や偏見をなくす内容が記載されており、性的少数者への理解促進が図られた。	学校教育課	
性的指向や性同一障害などを理由として困難な状況に置かれている人々の理解を進めるとともに、人権尊重の観点から教育・啓発等を行う。			広報誌掲載	・「広報いわた」11月号(市からのお知らせ)人権啓発ページで人権尊重思想の普及を図った。 ・市内全小学6年生に人権啓発教育冊子「みんなの人権」を配布し、人権尊重思想の普及を行った。	11月号掲載	B	性的少数者への人権尊重についてもふれ、身近な人権問題として周知理解を求めることができた。	福祉課	

基本的施策(2) 固定的役割分担意識の改革

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①男女共同参画を推進するための情報収集と広報・啓発	11	男女共同参画に関する情報の収集・発信	男女共同参画週間に合わせて、本庁1階展示スペース・図書館展示場にてパネル展、市SNSを活用した啓発と情報発信を行う。	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・6月21日から30日まで本庁舎1階展示コーナーでパネルを展示 ・6月15日から30日まで磐田市中央図書館で市民活動センターと共催でパネル展を開催 ・市公式インスタグラムに投稿(6/21男女共同参画週間、9/13LGBTパネル展、11/17女性に対する暴力をなくす運動週間、2/22講演会の開催周知) ・広報いわた3月号でLGBT特集を掲載 	SNS 4回 広報いわた1回	A	本庁舎と中央図書館のみ展示を開催したがより多くの市民の目に触れるために交流センターなど公共施設を活用していきたいと考える。	地域づくり応援課
			男女共同参画週間に合わせ、図書館全館で「男女共同参画」に関する特設コーナーを設置する。	4館	6月23日～6月29日の男女共同参画週間に合わせ、「男女共同参画って？」と題し、ブックリスト「2021男女共同参画おススメBOOK」に掲載された本を展示・貸出した。	4館	A	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」から提供されたポスターや説明文のサインを活用しながら、4館全てで特設コーナーを設置して展示・貸出ができた。	中央図書館
	12	市のホームページ等における男女共同参画に留意した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画推進に関する記事を掲載(広報紙、ウェブサイト、SNS) ・「男女共同参画審議会」や「男女共同参画講演会」などの内容を掲載 ②本庁舎1階展示ブースを活用した啓発 ・男女共同参画の啓発に関する展示を計画 	①掲載随時 ②啓発1回	令和4年3月号の広報紙特集でLGBTや男女共同参画の啓発内容を掲載した。また、本庁舎1階展示ブースでは、6月21日～6月30日に男女共同参画に関する啓発展示を行った。その他、広報やウェブサイト、SNS等で随時、男女共同参画の啓発を行った。	広報特集	A	定期的な啓発は例年同様に行っているが、特に市内全戸配布される広報紙の特集で紹介したことで、これまで以上に広く啓発することができた。	広報広聴・CP課
②男性のための男女共同参画の視点での課題解決講座の充実	14	対象をとらえた男女共同参画の視点に立った講座の実施	HUG(避難所運営ゲーム)やマイタイムライン作成講座を開催し、防災における男女共同参画視点をもつ機会を設ける。	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を意識した講座を3回実施 ・マイタイムライン作成講座では、女性の視点を取り入れた非常持ち出し品などを紹介している。 ・HUG(避難所運営ゲーム)講座では、トイレ問題など、女性の視点から避難所の課題を見つけて課題解決のためのアイデアを学んでいる。 	3回	B	女性の視点を取り入れた防災の課題等を見つけて解決に向けて話し合いができた。	地域づくり応援課
		妊娠・出産・育児の段階から男性が関わる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 交流センター講座を活用し、男性の視点による男女共同参画に関する講座を実施する。 男性の育児や家事参加への理解を深めるための情報提供を行う。 	2回	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの自己肯定感が勝手に高まる幸せ子育て」「親子プラモデル教室」などの交流センター講座が8講座を実施し、男性12人が参加した。 感染症拡大により、中止となった講座もあったが、「にこっこのパパ向け講座を2日間、計4回開催し保護者49人が参加した。 	9回	1.8%	男性が参加しやすい視点での講座が9つあり、若いうちから「家庭」に関わるきっかけを提供できた。男性がより参加しやすい講座企画内容・啓発を行っていく必要がある。	地域づくり応援課
							B	男性の育児参加のきっかけづくりができた	こども未来課・にこっこ

基本方針2. 誰もが活躍できる社会づくり

基本的施策(3) 職業生活における女性活躍を推進【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①働き方改革の推進	15	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画センターともりあで働き方に関する図書の貸し出しを行い情報提供を行う。	図書の設置	男性の育児についての本を新しく4冊設置し、性別に関係なく育児を行う意識が根付くよう情報提供を行った。	4冊	B	図書を追加したが貸し出し数が年間50冊未満であるため、貸し出し数が増える工夫が必要である。	地域づくり応援課
			国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	—	市内企業に対して、ホットライン等を活用して国や県からの情報発信を行った。	—	A	必要な情報があれば、その都度情報発信するよう努めた。	経済観光課
	16	育児・介護休業など休暇制度の周知促進	男女共同参画センターともりあで育児に関する図書の貸し出しを行い情報提供を行う。	図書の設置	男性の育児についての本を新しく4冊設置し、性別に関係なく育児を行う意識が根付くよう情報提供を行った。【再掲】	4冊	C	図書を追加したが貸し出し数が年間50冊未満であるため、貸し出し数が増える工夫が必要である。【再掲】	地域づくり応援課
			国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	—	市内企業に対して、ホットライン等を活用して国や県からの情報発信を行った。	—	A	ホームページに項目を作成し、周知を行った。今後も継続していく。	経済観光課
			育児・介護制度ハンドブック(第3版)を庁内システムに掲載し、育児休業制度および介護休業制度の普及、取得促進に努める。また、育児休業中の職員に対し、同ハンドブックを送付し周知に努める。	1回	令和3年度に新たに設けた休暇制度(不妊治療休暇、非常勤職員の出産補助休暇など)をハンドブックに追加し、周知をした。 育児休業中職員(26人)に対し、復帰後の働き方の参考となるように、育児・介護ハンドブックを送付。 介護保険研修会において、介護に関する休暇制度の説明を行った。	1回	B	続いて育児・介護ハンドブックの活用し、制度について周知を図っていく。	職員課
	17	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	①各職場においてノー残業デー(7月～3月)を実施し、時間外勤務の削減を図る。全所属が週1以上のノー残業(38日以上)の達成を目指す。 ②月1年休の取得促進(R2実績 平均9.8日)	①38日以上100% ②12日以上	①計画とおり、各課でノー残業デーを実施。(消防・病院除く) ②9月末時点、12月末時点の各課の年休取得率を公表し、月1年休の取得促進に努めた。(病院除く)	①38日以上 91.8% ②R3実績 平均 10.7日	C	働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて継続して取り組みを進めていく。	職員課
			ワーク・ライフ・バランスが生産性の向上や競争力強化につながる認識を職員に幅広く認識させ、実践するよう啓発を行う。	1回	運営管理会議 衛生委員会 休暇制度説明会	—	B	新型コロナウイルス感染症対応等の影響で、ワーク・ライフ・バランスに特化した啓発は行えなかったが、運営管理会議等を通じて時間外勤務の抑制と年次休暇の取得促進を啓発した。今後はワーク・ライフ・バランス委員会等を活用し啓発を図る。	病院総務課
			市職員が率先して男女平等・ワークライフバランスを意識し実践するよう、男女共同参画週間と合わせて啓発を行う。	啓発の実施	性別に関係なく家事や育児を行うよう「家事シェアリングを実践しよう」のパンフレットを庁内電子掲示板に投稿し、意識啓発を行った。	掲載	B	個人が家事にかかる時間や役割について見直す機会を設けることができた。課内で個人の現状を共有することで本人が改善する刺激を与えることができた。	地域づくり応援課

基本的施策(3) 職業生活における女性活躍を推進【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針	取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課	
		内容	目標値	内容	実績値	評価			
②キャリアアップ・起業や再就職支援	18	女性のキャリアアップ支援	国、県、磐田市が行うキャリアアップに関する講座等の情報を広報する。	チラシの配架	講演会や講座のチラシを市役所、交流センター、ともしあ、ワークピア磐田に配架した。	配架	B	キャリアアップを目指している方に向けてピンポイントに情報を伝える方法を考える必要がある。	地域づくり応援課
	19	女性の起業や再就職の支援	市と連携して教育の場を提供している、放送大学における入学生募集の案内をすることで知識を習得する手段を提供をする。	広報へ掲載	広報いわた、ポルトガル語版広報いわた6月号と12月号へ入学生募集の案内を掲載した。	掲載	B	広報いわたへ掲載することで学びの場があることを周知し、再就職や企業につながる知識の習得する手段を提供できた。	地域づくり応援課
			ワークピア磐田「はじまりのオフィス」を創業支援の拠点とし、各種相談やセミナー、イベントなど女性向けの創業支援事業も行う。 ・はじまり窓口(専門家による創業相談) ・はじまりセミナー(女性起業家育成講座) ・フォローアップセミナー	男女共同参画の視点による取組実施	・専門家による創業相談(週6回程度実施) 令和3年度 201件 ・女性起業家育成講座(全8回) 受講者8人 ・コワーキングスペース ・はじまりのオフィス 登録者数 442人(新規登録者85人) 利用者数 2,164人 ・はじまりBOX(全11区画) 3カ月単位での利用 ほぼ全て利用 ・はじまりキッチン 1日利用の実績あり。チャレンジジョブについては相談のみ(コロナにより利用に繋がらず)	実施	A	計画通りに実施することができた。今後も継続していく。	経済観光課
			①認定農業者の制度啓発を実施する。 ②就農希望者に対する情報提供と独立就農に向けた支援を行う。	—	①農業委員会会報(R4.1)で「認定農業者・認定新規就農者」について周知した ②就農相談(21件)を実施した	21件	A	就農相談件数のうち、女性が占める割合が増加した。R2:6件/32件中(18%) R3:7件/21件中(33%) 今後も積極的に女性の就農をサポートしていく。	農林水産課
			にこっとハローワークにて相談者に対し、育児と家庭の両立や希望職種へ繋がる就職関連情報を提供していく。	100件	毎週水曜日の午後、にこっとハローワークを開催し、年間124件実施。子育てと両立しやすい求人情報の提供を行った。	124件	A	目標値を達成できた。引き続き開催していく。	こども未来課・にこっと
③先進優良企業の奨励	20	男女共同参画の視点での先進優良企業の情報提供	市公式ホームページに事業所を掲載し、登録事業者の周知を図る。	HPの更新情報提供PR	新たに1件登録のあった事業所をホームページへ追加した。	更新	B	令和3年度は1件の追加があったが新規登録事業所は減少している。そのため宣言をすることの利点も含めて広報する必要がある。	地域づくり応援課
	21	「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進	市公式ホームページに事業所を掲載し、登録事業者の周知を図る。	HPの更新情報提供PR	新たに1件登録のあった事業所をホームページへ追加した。[再掲]	更新	B	令和3年度は1件の追加があったが新規登録事業所は減少している。そのため宣言をすることの利点も含めて広報する必要がある。[再掲]	地域づくり応援課
④自営業者等における女性の地位向上に向けた啓発	22	家庭経営協定の推進	①家族経営協定の締結によって得られる効果を農業者に説明し、締結家族数の増加を目指す。 ②協定の効果的な活用を促すため、既に協定を締結した家族に対して、定期的に協定書の内容確認を行う	協定効果の周知	①農業委員会会報で「家族経営協定」について周知した R4.3.31時点 20件(うち、R3:2件) ②農業経営改善計画更新時に協定書の内容を確認した	2件	A	経営方針や役割負担、働きやすい就業環境などについて家族で話し合い、確認し、対等な関係として共同経営を置くための手段として、広くPRすることができた。今後も周知に努める。	農林水産課

基本的施策(4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針	取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
		内容	目標値	内容	実績値	評価		
①市の審議会等への女性登用促進	23 市の審議会等への女性登用促進	「磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針」を徹底し、女性登用率が30%を下回る審議会等の所管課に指導する等、女性の積極的登用を促進する。	全庁へ登用を啓発	3月に総務課と連名で全庁へ通知し、委員選出の際に委員構成を指針(女性が構成委員の30%を下回らないように努める)に沿うよう促した。	実施	A	指針によって、政策・方針決定過程において、男女の割合に偏りがないよう努める。	総務課
		交流センターだよりを活用し、市内で女性が活躍する団体、人物を紹介することで市政や審議会等への参画意識を啓発する。	2本	豊岡中央・東交流センターだより12月15日号で女性防災委員の活動を紹介し、性別に関係なく活動している様子を紹介した。	1本	C	市内23交流センターのすべてが広報誌を利用して啓発できるように、広報担当の意識を変えるための啓発も必要だと考える。	地域づくり応援課
		廃棄物減量化等推進審議会の13名のうち5人の女性を登用する。(ごみ対策課) 「磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針」を徹底し、女性登用率が目標値を下回る審議会等の所管課に指導する等、女性の積極的登用を促進する。(福祉課)	女性割合 3割以上	廃棄物減量化等推進審議会13名のうち5人の女性委員を登用した。(ごみ対策課) 地域福祉推進会議の15名の委員中4名(26.7%)が女性委員である。 民生委員推薦会の11名の委員中3名(27.3%)が女性委員である。 障害者施策推進協議会の16名の委員中4名(25%)が公募委員である。(福祉課)	約27%	B	目標数値達成のため(ごみ対策課)女性委員比率が26.7%となり指針の「30%を下回らないようにする」を満たすことができなかった。各種団体への推薦依頼で委員をお願いしていることから、市の努力だけでは達成することが難しい面がある。(福祉課)	ごみ対策課・福祉課
24 市の審議会等への公募委員の登用促進	「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領」に基づく、公募委員の登用を促進する。	全庁へ登用を啓発	3月に女性登用と併せて、全庁へ委員改選時に委員構成を要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うよう促した。	実施	A	要領によって、政策・方針決定過程において、男女の割合に偏りがないよう努める。	総務課	
		交流センターだよりを活用し、市内で活躍する団体、人物を紹介することで審議会等への参画意識を啓発する。	2本	R4年度の広報特集で、多文化共生及び男女共同参画のプラン紹介の記事にて地域で活躍している女性を掲載する。	予定 (R4.6月掲載)	B	地域や企業に向けて、女性登用の推進について、さらに促進する必要がある。	地域づくり応援課
		廃棄物減量化等推進審議会のR2選出時に公募し、引き続き2名を委員として登用する。(ごみ対策課) 「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領」に基づく、公募委員の登用促進を促す。(福祉課)	公募委員の登用	廃棄物減量化等推進審議会R2公募で採用した2名を引き続き委員として登用した。(ごみ対策課) 地域福祉推進会議の15名の委員中3名(20%)が公募委員である。 民生委員推薦会の委員には公募委員がいない。 障害者施策推進協議会の16名の委員中2名(12%)が公募委員である。(福祉課)	公募委員	A	目標数値達成のため(ごみ対策課)公募委員の積極登用に取り組めた民生委員推薦会については、民生委員候補者の選定を行う組織であり、公募委員選出の趣旨である「政策決定過程の透明化及び市民参画の機会の拡充」を要する会議ではないため。(福祉課)	ごみ対策課・福祉課
25 審議会等の委員として活躍できる人材の育成	市内交流センター講座を通して人材育成を図る。	2講座	・男のデビュー講座全5回(豊田東交流センター)参加者12名	5回	B	地区を絞らず磐田市全域で人材育成講座を開催する必要がある。	地域づくり応援課	

基本的施策(4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針	取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
		内容	目標値	内容	実績値	評価		
②市の指導的地位の女性起用向上	26 女性活躍推進法に基づく行動計画の推進	第2期磐田市特定事業主行動計画(後期)に基づき、制度の周知とともに、女性職員の活躍の推進に向けた取り組みを継続し、キャリア形成支援研修を実施する。	7回以上	階層別研修の機会を通じてキャリア形成支援を行った。	4回	B	概ね目標値の達成に向かってはいるもののコロナ禍で計画どおりに実施できない研修もあったため。	職員課
		磐田市消防本部特定事業主行動計画(R2-R7年度)に基づき、制度の周知とともに、女性職員の活躍の推進に向けた取り組みを継続して実施する。 ①勤務環境に関すること ・妊娠中及び出産後における配慮並びに育児休業等取得しやすい環境の整備。②女性職員の雇用に関すること ・採用試験における対応。 ③消防職員全般に関すること ・ハラスメントの防止。 ・有給休暇及び男性職員による子育てのための休暇取得の促進。④女性職員の活躍の推進に向けた目標値 令和8年度までに、職員数(205人)に対し5%(10人)の女性職員数を目標とする。⑤その他 ・女性職員の消防救助技術大会への参加。	①ワークショップの開催(2回以上) ②女性職員の採用(1人) ③研修会への参加(1回以上) ④女性職員の採用(1人) ⑤女性職員の消防救助大会への参加(1人以上)	①勤務環境に関すること ・「女性職員の活躍できる職場づくり」と題し、女性消防職員によるワークショップを開催(2回開催 10月、11月) ・県消防学校特別教育女性消防吏員講習への入校(1人 11月24日～26日) ②雇用に関すること 令和3年度消防職員新規採用試験において、受験者96人に対し女性2人が受験し、1人を採用(新規採用者4人) ③ハラスメントの防止 ・ハラスメント苦情相談窓口の設置 ・ハラスメント等相談窓口相談員向け研修会への参加 ④女性職員の活躍推進に向けた目標値 令和4年4月1日現在、207人中8人(4%)の女性職員が勤務(令和3年度1人採用) ⑤消防救助技術大会への参加 新型コロナウイルス感染症の影響により大会は中止となったが、消防救助技術大会(水上の部)出場に伴う訓練に、女性隊員1人が参加	①2回開催(100%) ②女性職員1人を採用(100%) ③研修会への参加(100%) ④女性職員1人を採用(100%) ⑤大会は中止となったが、女性職員1人が訓練に参加(100%)	A	女性職員の活躍の推進に向けた取り組みについて、女性職員による検証の場や新たな取り組みの立案等が不足している状況から、女性消防職員によるワークショップを開催した。今後も適材適所を原則とした職域拡大について検討していくとともに、妊娠・出産といった母性保護等、女性のライフステージに応じた様々な配慮についても認識を深め、職員一丸となって事業推進を図っていく。	消防総務課
		磐田市特定事業主行動計画について、職員に周知するとともに計画に沿った実施を促す。	-	・医師職の女性比率 21% ・全管理職のうち女性職員数 6人	-	B	いずれの項目も目標未達成だが、達成を目指し引き続き、ふじのくに女性医師支援センター復職支援協力医療施設として当直の免除等の活用推進に努める。女性管理職の登用は、今後の退職ポストの状況をみて必要な登用を図る。	病院総務課
③企業や組織への女性登用の啓発促進	28 女性の登用促進についての情報提供と啓発	①課長補佐級以上の女性起用の向上 ②キャリア形成支援研修を新規採用・昇格職員と昇格から一定期間を経過した職員に実施する	①25人以上 ②7回以上	新たに女性管理職を3人起用した。 ②階層別研修の機会を通じてキャリア形成支援を行った。	①24人 ④4回	B	概ね目標値の達成に向かってはいるもののコロナ禍で計画どおりに実施できない研修もあったため。	職員課
		浜松いわたワーキングレディースクラブと連携し、市民対象の講演会等を開催する。	1回	3月9日「ジェンダーと社会構造」の講演会を浜松磐田信用金庫ワーキングレディースクラブを共催で開催した。	1回	A	オンライン開催とし31名の参加があった。高校生から社会人まで理解できる内容と市参加者から好評をいただいた。	地域づくり応援課
		国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	-	市内企業に対して、ホットライン等を活用して国や県からの情報発信を行った。	-	A	必要な情報があれば、その都度情報発信するよう努めた。	経済観光課

基本的施策(5)地域全体でワーク・ライフ・バランス実現を支える体制づくり【重点施策】

具体的施策	具体的施策方針	取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
		内容	目標値	内容	実績値	評価		
①磐田市子ども・子育て支援事業計画に基づく地域支援	29 子ども・保護者の不安を解消する子ども・子育て支援体制の整備	妊娠から子育て期間まで、いつでも相談を受けられる体制を整える。	妊婦全員へ保健師が面接を実施	妊婦全員に対し、母子手帳交付時及び転入時に面接を実施	面接実施数 1125	A	妊婦全員への面接を実施。令和4年度より子ども未来課に母子保健専任保健師を増員し、妊娠から就学前まで、切れ目のない「寄り添い型支援」を進める。	子ども未来課
		幼児教育・保育の質を向上するための研修会を実施し、専門的知識を有した人材を育成すること等により、支援体制を整備する。	幼児理解支援研修会の実施 参加園数:58園	認可外含む園を対象とした幼児理解支援研修会を実施することで、職員の資質向上を図った	42園	B	新型コロナウイルス感染症の影響により1回目は中止、2回目はリモートによる開催となった。参加園が少なくなったが、支援が必要な子どもへの理解を深めるとともに、課題の共有を図ることができた。様々な園児の受け入れや個々に寄り添った対応に繋がった。	幼稚園保育園課
	30 子育て及び教育の支援ネットワークづくり	ファミリーサポートセンター事業の利用促進・会員募集 地域子育てサロンへ子育て支援センターが 出向き、活動の支援を実施する。	ファミサポ養成講座開催 であいのひろば開催	ファミリーサポートセンター援助会員養成講座2回実施(9人)	ファミリーサポートセンター養成講座2回実施 参加者9人 であいのひろば 14回実施 参加親子22組	B	・ファミリーサポートセンター事業養成講座を6月と11月の2回実施した。援助者確保のため、より積極的な広報活動が必要である。 ・であいのひろばはコロナ禍のため6月から11月までの開催を中止とした。また、開催時は予約制とし人数制限した中で活動を行った。コロナ禍により、市民の認知度が低くなっていると感じるため、子育て親子と地域をつなぐ場として、さらなる周知が必要である。	子ども未来課
		PTAや保護者会を通じて、子育て及び教育の支援ネットワークを作る。	PTA等を対象とした研修会を実施 実施園:公立23園	・幼稚園・子ども園:PTA連絡協議会での研修会を実施 ・保育園:家庭教育学級での研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止	17園	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修会は中止せざるを得なかったが、幼稚園・子ども園については、リモートによる研修会を実施し、保護者と園の情報交換に努めた。	幼稚園保育園課
	31 必要とする子育て支援情報を子育て家庭・地域に提供	いわた子育てアプリ「母子モ」を活用した情報発信・利用促進する。	情報発信 30件/年	いわた子育てアプリ「母子モ」を活用した情報発信と当該アプリの利用促進を図ることができた。	情報配信年間40件	A	情報配信件数については、目標としていた30件を上回ることができた。また、アプリの登録者数増加のため、さらなる周知が必要である。	子ども未来課
		園だよりやホームページを活用した情報提供を行う。	月1回	紙ベースで各家庭に配付していた園だよりを各園のホームページにも掲載し、広く情報提供を行った。	月1回以上	A	・ホームページ上で公開することにより、自分の子どもの園だけではなく市内全園の情報を得ることができ、保護者の情報量が増えた。	幼稚園保育園課
②介護の理解を深める啓発活動促進	32 介護者・支援者の負担軽減に向けた制度の利用促進	地域包括支援センターと連携して、必要な人に必要な情報が届くように周知等を行う。	通年	7地域包括支援センターと連携して、必要な人に必要な情報が届くように周知等を行った。	7センター	A	地域包括支援センターの日々の業務を通じて、周知等を行った。	高齢者支援課
	33 介護者・支援者への支援策の充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等の支援を行う。	通年	7地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、必要な支援を行った。	7センター、社会福祉協議会	A	地域包括支援センターや社会福祉協議会の日々の業務を通じて、支援を行った。	高齢者支援課

基本的施策(6)地域活動における女性活躍の支援

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①防災における男女共同参画の推進	34	地域防災活動における女性登用の促進	磐田市自治会連合会だよりにて、地域で活躍する女性防災委員を取り上げる。	1回	「地域で活躍する女性防災委員」を紹介した自治会連合会だよりを全戸回覧した。	1回	B	全戸回覧することで全世帯に周知することができた。自治会連合会だより以外の広報物でも取り上げていきたいと考える。	地域づくり応援課
			地域防災訓練や防火、防災広報に女性登用を図る。	3回	2件の防火、防災広報に参加した。	2回	C	前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症により、各種訓練が中止や延期になる中で目標値には達しなかったが、女性の登用が出来た。	警防課
	35	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練などの訓練を実施し、男女共同参画の視点が育まれる支援を行う。	男女共同参画の視点による訓練実施	総合防災訓練は中止となったが、地域防災訓練では新型コロナウイルス感染症対策を想定した避難所受け入れ実施した。男女共同参画の視点も取り入れた訓練を実施した。	実施	B	避難所受け入れ訓練では、プライバシーに配慮し、個人情報保護の観点に注意した訓練を実施することができた。	地域づくり応援課
	36	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営管理体制の推進	避難所運営会議にて男女共同参画の視点を取り入れた運営のポイントや共有空間について説明を行う。	市内43指定避難所	避難所運営会議にて男女共同参画の視点を取り入れた運営のポイントや共有空間について説明を行った。	市内43指定避難所	B	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営について、周知することができた。必要に応じて、資料を配布し、質疑応答にも対応することができた。	地域づくり応援課
②地域団体等との連携による男女共同参画の促進	37	地域団体への活動連携	市民活動パネル展にて、市民の活動団体の紹介パネルを展示し、連携意識を高める。	実施	・6月15日から30日まで磐田市中央図書館で市民活動センターと共催でパネル展を開催し、319名が来館した。	実施	A	市民活動団体が活動の紹介を写真や作品を用いて紹介することで目で見てわかる紹介ができた。	地域づくり応援課
	38	地域団体への支援	各地域づくり協議会の健全育成事業、成人式、30歳の大同窓会、いわたゆきまつり、などの事業を補助し、男女共同参画意識が育まれる支援を行う。	実施	企画や準備に男女それぞれの参加及び視点を取り入れた。 ①健全育成大会⇒内容見直し R4.5月実施 ②成人式 ヤマハスタジアムで実施 ③ゆきまつり ⇒コロナで中止	概ね実施	B	各事業・イベントの企画や運営に男女が分け隔てなく参加できている。偏りが無いよう、継続的に啓発を行う。	地域づくり応援課
	39	女性の参画を促す啓発活動	各地域づくり協議会の健全育成事業、成人式、いわたゆきまつり、女性中心の市民活動団体などの事業を補助し、男女共同参画意識が育まれる支援を行う。	掲載	市民活動センターが発行する広報を通じて、各種活動団体や活動を紹介する中で、女性中心の活動団体や男女共同も模範となる団体を掲載する。	掲載	A	女性中心といった表現が現代に合わなくなっている。男女やトランスジェンダーも方も分け隔てなく自然と参加できる活動を推進する必要がある。	地域づくり応援課

基本方針3. お互いを尊重する環境づくり
 基本的施策(7)生活上様々な困難を抱える人々への支援

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①高齢者・障がい者支援の充実	40	いきいきと活躍する高齢者・障がい者への支援の充実	生きがいづくりと社会参加への支援を行う。	外出支援(タクシー券の交付) 950人	・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例:地域活動等への手話派遣) ・外出支援(タクシー券交付) ・生活上の様々な悩み等への相談対応	970人	B	新型コロナの影響でイベント等は中止になったが、他の取組み計画的に実施できた。 課題は年々障害者の相談件数が増加している。	福祉課
			交流センター講座を通して生きがいづくりを促す。(吹き矢、ハンドメイド講座、生け花等)	2講座	・約300の交流センター講座を開催(スナッグゴルフ教室、吹き矢体験、樹木の選定教室など)	約300講座	A	市内23交流センターで様々なジャンルの講座を開催することができた。	地域づくり応援課
	41	住み慣れた地域で暮らすための支援の充実	在宅医療と介護の連携、地域における支え合い活動、認知症施策等を推進する。	通年	認知症サポーター養成講座を23回実施して、570人のサポーターを養成した。	23回	A	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも23回実施した。	高齢者支援課
	42	高齢者等支援サービスの充実	高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるように、多様な生活支援サービスを提供する。	通年	介護サービス提供体制整備促進事業費を活用し、民間事業者の施設整備等を支援した。	3施設	A	市内初となる看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設及び簡易陸上装置の設置(2施設)につながった。	高齢者支援課
②若者やひとり親家庭等の経済的困難者への支援	43	自立に向けた力を高める取り組み	キャリア教育や職業教育の充実を図る。	10校	中学1, 2, 3年で職場体験を含む、キャリア教育を行った。	10校	A	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、可能な範囲で職場体験を行った。職場体験ができなかった学校についても、仕事についての講話を聞くなどの取組を行った。	学校教育課
	44	若者の自立支援のための相談や支援	ワークピア磐田と連携して、若者の就労のための支援を行う。 ・サポーター養成講座の実施 ・若者就労支援セミナーの実施	各1回	・サポーター養成講座の実施 R4年1月15日開催 参加者24名 ・若者就労支援セミナーの実施 R4年2月19日開催 参加者12名(相談者3組)	各1回	B	コロナウイルス感染対策として、一部内容を変更し開催したため	経済観光課
			働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者を支援するために、就労準備支援センターなどの機関と連携し、就職に関する情報提供や支援機関を紹介し、就労による自立に結びつける。	連携支援 3人	令和3年度は、働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者の相談や支援は、主に子ども若者相談センターが実施しています。その中でも就労したいという意欲がある者については子ども若者相談センターと連携して就労準備支援センターに繋げ、就労するための準備支援や就労についての情報提供等を実施しました。	3人	B	若者の経済的困窮は就労することで解決する部分が多いが、就労意欲がなく様々な課題を抱える若者に対する継続した支援が難しく課題である。	福祉課
			成人式、いわたゆきまつりや市民活動団体の活動などの事業を補助し、相談できる相手とつながる場を設ける。	実施	企画や準備に男女それぞれの参加及び視点を取り入れた。 ①健全育成大会⇒内容見直し R4.5月実施 ②成人式 ヤマハスタジアムで実施 ③ゆきまつり ⇒コロナで中止 [再掲]	概ね実施	B	各事業・イベントの企画や運営に男女が分け隔てなく参加できている。備りがないよう、継続的に啓発を行う。 [再掲]	地域づくり応援課
45	ひとり親家庭を支える支援体制の整備	ひとり親世帯をはじめとする低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の円滑な支給に努める。	支給の完了	ひとり親世帯をはじめとする低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の円滑な支給を行った。	支給完了	A	システムを活用し、該当者に迅速かつ正確に支給することができたことによる。	こども未来課	

基本的施策(8)女性に対する暴力の根絶

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①相談業務の充実	46	女性相談窓口の周知徹底	女性相談ダイヤルの認知を広げ、困った時に相談できるよう支援体制を促進する。	広報記事掲載	広報いわた10月号へ「DVで悩んでいませんか？」の見出しで記事を掲載。女性相談ダイヤルを含め、相談窓口を紹介した。	広報記事掲載	A	継続的な記事の掲載を行うことで、周知が図られていくと考える。	こども未来課
	47	関係機関との連携強化による被害者に対する自立支援	各関係機関と連携を図り、被害者の自立支援の充実を図る。	関係機関との支援確認	警察、市民課、福祉課、就労支援など、被害者家族が通常の生活を取り戻すため、複数の関係機関と連携を図った。	関係機関との支援確認	B	被害者が必要とする支援を把握し、適切な機関へつなぐことが出来たケースもある。しかし、被害者の安全・安心を確保する支援が必ずしも被害者が望む支援ではないことに難しさを感じる。	こども未来課
②ハラスメント防止に向けた企業等への啓発活動	48	ハラスメント防止と早期発見のための広報・情報提供	国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。	—	市内企業に対して、ホットライン等を活用して国や県からの情報発信を行った。	—	A	必要な情報があれば、その都度情報発信するよう努めた。	経済観光課
			「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて市SNSでハラスメント防止の啓発を行う。	投稿の実施	・11月17日に市公式Instagramで女性に対する暴力をなくす運動週間の啓発活動を投稿	投稿	B	次年度は相談窓口の周知を合わせて情報発信していきたいと考える。	地域づくり応援課
			ハラスメント相談窓口(庁内・庁外)について庁内システムに掲載し、周知に努める。また、新任の相談窓口担当者に対し、ハラスメントの対処法などが解説されている冊子を送付し情報共有を図るとともに、苦情相談に関する技術、技能等を向上させるためにハラスメント研修を実施する。	周知4回 研修1回	●定期的に相談窓口の利用について周知をした。(4・6・9・11月)11月は、国のハラスメント撲滅月間(12月)に合わせ、市のハラスメントに関する要領や指針の周知を図るとともに、安心して相談窓口を利用してもらえるように、相談窓口の利用に関するQ&Aを作成し啓発した。 ●8月と10月にハラスメント研修を実施 8月 技能労務職員24人 10月 主幹級職員、ハラスメント苦情処理委員、相談窓口担当及び未受講者 98人	周知4回 研修2回	B	相談窓口(庁内・庁外)を設置しているが、利用者がいない状況が続いている。利用がないハラスメントがないということなのか、実態把握が必要であると考えている。(R4年度実態調査実施予定)	職員課
	セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントなどの各種ハラスメントについて注意喚起を促す啓発を行う。	32校	職員会議や打ち合わせの時間を活用し、ハラスメントの定義や仕組み、防止対策等について研修を行った。	32校	A	小学校22校、中学校10校において研修を行うことができた。	学校教育課		
49	市職員へのハラスメント防止研修の実施	ハラスメントに対する正しい知識を身に付けるとともに快適な職場環境を構築するため、階層別による研修と新規採用職員等未受講者向け研修を実施する。	2回	8月と10月にハラスメント研修を実施 8月 技能労務職員24人 10月 主幹級職員、ハラスメント苦情処理委員、相談窓口担当及び未受講者 98人	研修2回	B	研修を実施し、快適な職場環境の構築する手段等を学ぶことができたため	職員課	

基本的施策(8)女性に対する暴力の根絶

具体的施策	具体的施策方針	取組目標及び計画		取組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
		内容	目標値	内容	実績値	評価		
③DV等防止に向けた啓発促進	50 DV等防止と早期発見のための広報・情報提供	DV等防止に関する情報提供や講座などの実施により、DV等防止と早期通報を呼びかける。	広報記事掲載 窓口照会カード配布	広報いわた10月号へ「DVで悩んでいませんか？」の見出しで記事を掲載。女性相談ダイヤルを含め、相談窓口を紹介した。女性相談ダイヤルカードを市内交流センター、市民病院へ配布した。	広報記事掲載 窓口照会カード配布	A	継続的な記事の掲載を行うことで、周知が図られていくと考える。女性相談ダイヤルカードの配布先を増やしていきたい。	こども未来課
		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にポスター掲示と市公式HPへ掲載することで啓発を行う。	HPへ 掲載	・11月17日に市公式インスタグラムで女性に対する暴力をなくす運動週間の啓発活動を投稿 ・11月12,15～19日に今之浦公園屋根付き広場でパープルライトアップを実施 ・自治市民部、こども部の職員が期間中にパープルリボンを名札に着用し啓発を行った	掲載	A	磐田市で初めてパープルライトアップに参加した。磐田市は女性に対する暴力を撲滅するために啓発し、相談窓口を設置していることを発信できたのではないかと考える。	地域づくり応援課
		DV等防止に関する情報提供や講座などの実施により、DV等防止と早期通報を呼びかける。	32校	中学校においては、デートDV等について取り扱う思春期講座を行った。子どもがSOSを発信できる窓口について情報提供した。	32校	A	発達段階に応じた内容の思春期講座を行うことができた。	学校教育課
	51 DV被害者の支援体制の充実	相談支援を行うと共に、DV被害者の保護及び生活再建に向けて関係機関と連携した支援を実施する。	関係機関との支援確認	警察、市民課、福祉課、就労支援など、被害者家族が通常の生活を取り戻すため、複数の関係機関と連携を図った。	関係機関との支援確認	B	被害者が必要とする支援を把握し、適切な機関へつなぐことが出来たケースもある。しかし、被害者の安全・安心を確保する支援が必ずしも被害者が望む支援ではないことに難しさを感じる。	こども未来課

基本的施策(9)生涯を通じた心身の健康支援

具体的施策	具体的施策方針		取組目標及び計画		取り組み状況及び実績			評価の理由・課題・改善	担当課
			内容	目標値	内容	実績値	評価		
①生涯にわたる健康管理や健康増進	52	健康管理に関する情報提供と啓発	特定保健指導対象者に対する計画に基づいた保健指導の実施する。	通年	感染予防対策を行いながら実施した	令和4年3月末時点 保健指導修了者 21人 動機付け支援 306人	A	コロナ感染拡大により、訪問を自粛した時期もあったが、該当者への訪問を実施することができた。	健康増進課
	53	こころの健康への支援	自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発を実施する。	通年	ゲートキーパー養成講座を7名に実施した。また、健診会場や学校など対象別に、自殺予防につながる啓発資料の配布を実施した。	ゲートキーパー養成講座 3回	B	コロナの感染拡大により、計画していた養成講座が一部中止となった。若者や産後うつなど対象者に合わせた啓発を実施した。今後、市民に分かりやすい相談先の周知の工夫を行いニーズの把握に努めていく。	健康増進課
②性差に応じた健康支援	54	性差に応じた健康講座等の実施	まちの保健室等で講話や健康相談を実施する。	通年	新型コロナ感染防止対策のため「まちの保健室」での健康教育は中止。相談は個別対応	健康相談895件のうち4件	B	健康教育は中止したが、相談には個別で対応をした。	健康増進課
	55	女性及び男性特有の疾患に対応した健診の実施	女性：子宮頸がん・乳がん検診の実施 男性：前立腺がん検診を実施する。	5～3月の期間で実施	計画どおりに検診を実施した	令和3年度受診者数 子宮頸がん検診 4,752人 乳がん検診 5,475人 前立腺がん検診 3,908人	A	感染予防対策を行いながら、検診を予通り実施できた。	健康増進課
③性に関する教育の充実	56	幅広く性についての理解を進めるための教育の充実	市内小中学校に対して男女共同参画(ジェンダー平等)に関わる出前講座を実施する。	4校	令和3年7月に開催校の募集を行い、富士見小学校と磐田南小学校の2校から応募があった。その後まん延防止等重点措置の適用などにより開催中止となった。	0校	C	募集案内に具体的な講座内容が分かるよう開催例や写真を載せた資料を作成して、気軽に応募できるような工夫をした。より応募がふえるよう募集時期を年度初めに改善する。	地域づくり応援課
			幼児健診や各種教室において、こどもの成長を確認しながら、保護者に対し学習の場を提供します。	乳幼児健診、各種教室の開催	幼児健診や各種教室において、こどもの成長を確認しながら、保護者に対し学習の場を提供することができた。	乳幼児健診、各種教室を開催した	B	健診時等において、性教育に関するリーフレット等を配付するなど情報提供を行い、家庭における性教育の啓発に努める。	こども未来課
			発達に応じた性に関する学習機会を提供する。また、男女の相互理解や自己の権利を理解するため、教育の充実を図る。	32校	保健体育、学級活動の時間に性教育を行った。	32校	A	市内全小・中学校において発達段階に応じた性教育を行った。	学校教育課

【第2次男女共同参画プランの評価について】

資料 7-2

基本方針	評価指標	現状値(H28)	目標値(H33)	実績(H33=R3)	結果	未達成の状況
1. 共に役割を果たす基盤づくり	①固定的役割分担にとらわれない男性の割合 (市民意識調査)	51.5% (H27)	60%以上 (H32)	59.7% (R2 市民意識調査)	概ね ◎達成	
2. 誰もが活躍できる社会づくり	②男女共同参画に関する企業向けセミナー等の回数 (WLCで実施した講座)	3回 138人	6回 300人	1回/31人 (R3)	×未達成	コロナ禍の状況で講演会の企画が減ったため。
	③男女共同参画社会づくり宣言の事業者数(県が公表)	24 事業所	50 事業所	44事業所 (R4.5)	△未達成(+20)	制度の周知にも課題があったため、市公式HPに登録企業を掲載し、よりPRしていく。
	④地方自治法に基づく審議会委員の女性比率 (条例・政令に基づく審議会等のみ)	20.3%	30%	21.7% (R3)	△未達成(1.5%増加)	増加傾向ではあるが、5年間で10%の増加は困難だった。今後も引き続き、各課に女性委員登用の啓発を行っていく。
	⑤育児休業を取得した人の割合(3歳児健診時に育休アンケート実施)	男性 1.5% 女性 68.5%	男性 5% 女性 75%	男性 1.8% 女性 82.5% (R3)	×男性 増加傾向だが未達成 ◎女性 達成	男性が未達成であり、今後は、男性の育休取得に関する啓発を市民・企業により啓発していく必要がある。
3. お互いを尊重する環境づくり	⑥市女性相談室の認知度	39.7%	60%	相談件数 H28 520件 H29 478件 H30 753件 R1 852件 ※子若センター発足 R2 881件 R3 981件	アンケート未実施のため不明 相談件数・認知度も向上している。	R1の「こども若者相談センター」発足から、広報誌掲載や幼保・学校を訪問しながらパンフレット配布することで、女性相談室の認知度を高めるよう努めた。

■第3次男女共同参画プラン 取組計画(調査票)

資料8-1

基本方針Ⅰ 男女共同参画の現実に向けた意識改革

基本施策(Ⅰ) 人権や多様性を尊重する教育や啓発の充実

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画(※複数年計画でも可)
① 保育・教育の場における人権の尊重及び多様な選択を可能にする教育の充実	1	人権を尊重する保育と教育の充実	子どもの発達段階に応じ、個人の人格や個性を尊重する保育と教育を行います。また性別にとらわれず個性や能力を発揮する教育ができる人材を育成するため、教職員等を対象に研修を実施します。	学校教育課	・市内全学校で、校内研修・職員会議等の時間に県発行の「静岡県人権教育の手引き」などを活用した人権教育に関する研修を継続して実施する。
				幼稚園保育園課	・人権教育について研修を通して意識化、カリキュラム、または教育、保育課程へ追記をする。 ・県主催の人権教育研修へ教職員の参加を促進する。
				地域づくり応援課	・市内小中学校において、男女共同参画に関する出前講座を進学・就職・結婚といったキャリアと組み合わせて実施する。 [参考]令和4年6月6日 南部中学校3年生の総合学習で講義「多様性に対応する 行政と地域を目指して」
	2	多様な選択を可能にする保育と教育の充実	性別に関係なく進路や職業など多様な選択を可能にするため、園や学校・関係各課・団体が連携して、キャリア教育を実施します。	学校教育課	・各校で実施しているキャリア教育を引き続き行うとともに、地域人材の活用や外部団体との連携をより一層進め、キャリア教育の充実を図る。 [参考]中学生の希望を尊重し、市内企業における職業体験など
				幼稚園保育園課	・性別を問わず、中学校の職業体験や高校生のボランティア、大学からの実習を積極的に受け入れる。
				経済観光課	以下の取組によるキャリア教育を通じて、地元企業への関心を高めるとともに、職業観を養う。 ・小中学校へ市内の起業家や個人事業主を講師として派遣する。〈講師派遣事業(就労・起業啓発事業)〉 ・小中学校へ市内の企業にお勤めの方を講師として派遣する。〈講師派遣事業(キャリア教育事業)〉 ・高校生と市内企業との交流会を実施する。
② 性の多様性に配慮した取組みの推進と行政手続きの見直し	3	性の多様性に関する理解の促進	性の多様性に関する理解を深め、個々の特性を尊重し認め合うことができるよう、「性のあり方は多様である」という視点を大切にした保育と教育及び啓発等を行います。	地域づくり応援課	・市内小中学校に対して、男女共同参画に関する出前講座を実施する。 ・保育・教育現場において、多様性を受け入れる意識をより深めるよう、国・県・市が進める取組や情報を学校や保育に携わる部署や教職員に積極的に提供する。
				学校教育課	・各校で実施している人権教育に関する研修を継続して行う。 ・研修内容として、「性の多様性」を扱うことで教員の意識の啓発を図る。
				幼稚園保育園課	・定例の園長会で各園に向けて多様性に関する啓発及び保育の中での事例検討を実施し、理解を深める。
				福祉課	・市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会を開催します。 [参考] 今年度実施予定の人権講演会 講師:三ツ矢雄二氏 題目「性別は男女だけではない ～これからのLGBT～」
	4	性の多様性に配慮した取組みの推進と行政手続きの見直し	性の多様性について正しく理解し、人権を尊重するためのガイドブックの作成や研修の実施及び行政手続きや慣行の見直しを行います。	地域づくり応援課	・昨年作成した「ダイバーシティ 虹色ガイドブック」を周知し、職員・地域・企業に向けた普及啓発を行う。 ・職員研修、出前講座、センター講座、福祉課と連携した人権講演会あんどを通して、普及啓発を図る。 ・企業訪問「がんばる企業応援団」の機会を利用して啓発する。
				職員課	・磐田市特定事業主行動計画に基づく取り組みを継続して実施する。
				学校教育課	・各校で実施している人権教育に関する研修を継続して行う。 ・研修内容として、「性の多様性」を扱うことで教員の意識の啓発と各種取組の見直しを図る。

基本方針2 安心して暮らせる仕組みづくり

基本施策（2）すべての人を平等に尊重する啓発や講座の充実

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画（※複数年計画でも可）
③ 人権や多様性を尊重するための情報収集と広報	5	ジェンダー平等に関する情報収集と広報	ジェンダー平等の意識を醸成するため国・県・他自治体や国際的な情報を収集し、市の取組みと併せて市刊行物やSNS等を用いて市民へ広報します。	地域づくり応援課	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、専門機関や他市町から情報を収集し、市の取り組みべき方向性と整合をとりながら、ジェンダー平等に関する市民意識を深めていただくよう、広報掲載や展示等で啓発する。 図書館や市役所ロビー、交流センターにおいて啓発展示を行う。
				広報広聴・シティープロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等に関する記事や取り組みを各種情報発信媒体（広報紙、ウェブサイト、SNS等）で発信 本庁舎1階展示スペース等を活用した展示による啓発を支援
				中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間に合わせ、図書館4館で「男女共同参画」に関する特設コーナーを設置して啓発する。
④ 性別に基づく思い込みの意識改革に向けた講座の充実	6	地域や家庭における固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気付く学習機会の提供	交流センター講座や家庭教育出前講座、講演会などを通じて、社会的につくられた性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みに気づき、意識を変えるきっかけとなる学習機会を提供します。	地域づくり応援課	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館、交流センター、本庁舎展示等を通して、固定的な性別役割分担意識が様々な社会活動を阻害していることに気付いていただけるよう、市民に周知・啓発を行う。 展示物を工夫し、市民意識調査の結果等を用いて、固定的役割がどのような影響を与えているかを分かりやすく伝え、また市民に向けて、個々がどのような取組みができるかを投げかけるものにする。
				幼稚園保育園課	<ul style="list-style-type: none"> 中学校・高校においてジェンダー平等を意識した保育講座を実施する。

基本施策（3）生活上様々な困難を抱える方に対する支援

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画（※複数年計画でも可）
⑤ 高齢者や障がい者に対する支援の充実	7	高齢者や障がい者が安心して暮らせるための支援の充実	高齢者や障がい者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見支援センターを開設する。【参考】令和4年8月1日開設済 地域包括支援センターの出張相談会を新たに実施する。 介護サービスを提供する民間事業者の施設整備等に対して支援する。
				福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体への活動支援（補助金によるイベント開催補助） 情報保障（例：地域活動等への手話派遣） 外出支援（タクシー券交付） 生活上の様々な悩み等への相談対応 を実施していく
⑥ 若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援	8	若者の自立支援のための相談や支援体制の充実	働くことや自立等に悩みや不安を抱える若者に対して、関係機関と連携して、就職に関する情報提供や支援機関を紹介することで、充実した生活に向けた一歩が踏み出せるよう支援します。	経済観光課	<ul style="list-style-type: none"> 若者就労支援サポーター養成研修を開催する。 若者就労支援セミナーを開催する。
				福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 若者に対する支援は、現在「子ども若者相談センター」が主に実施しているため、連携した支援を実施する。
				地域づくり応援課	<ul style="list-style-type: none"> 産業部や健康福祉部（子ども・若者相談センター）など、関係部署が行っている取組や課題を共有する中で、連携した取組を行う。
⑥ 若者やひとり親家庭など経済的困難者に対する支援	9	ひとり親家庭に対する支援体制の充実	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を実施します。	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成・児童扶養手当・ひとり親家庭等自立支援給付金の支給・ひとり親家庭サポート事業による子育て支援を実施する。 さらに生活支援特別給付金の適正かつ円滑な支給に努める。

基本施策 (4)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画 (※複数年計画でも可)
⑦ あらゆる暴力の根絶に向けた啓発推進	10	あらゆる暴力の防止と早期発見のための啓発や情報提供	DV、性暴力、各種ハラスメントの防止を促すための注意喚起や情報提供及び啓発を行います。	こども未来課 (こども・若者相談センター)	・広報紙、HP等を活用し、「暴力」を受ける側は「被害者である」こと、そして支援を受けることが出来ることを広く伝える。
				地域づくり応援課	・女性、男性の専門相談窓口など相談窓口カードを、毎年秋に実施する有害図書立入調査の機会を利用して、店舗に配架していただくよう依頼する。 ・子ども・若者相談センターと連携した情報提供や被害者対応を行う。
学校教育課				・中学校で実施している思春期講座を継続して行う。 ・子どもがSOSを発信できる窓口についての情報提供も継続して行う。	
	11	市職員対象のハラスメント防止研修の実施	ハラスメント被害者の相談窓口を周知するとともに、研修を実施することで未然防止に向けた取組を実施します。	職員課	・継続してハラスメントを未然に防止するための取組を行う。 【主な取組み】 ハラスメント研修の実施(階層別) ハラスメントに関する指針や要領の周知、相談窓口の周知 ハラスメントに関する実態調査の実施
⑧ 相談窓口の周知や被害者に対する支援の充実	12	相談窓口の周知徹底	男女それぞれが抱える問題に対する相談窓口を周知し、相談・支援機能を充実します。また外国人市民に対しても外国語版の広報いわたやSNS等を通じて周知します。	こども未来課	・広報紙、HP等を活用し、相談窓口の周知を図る。 ・相談窓口案内カードを多くの場所に配布する。
				地域づくり応援課	・広報いわたの内容や外国人の関心が高い内容を外国語版広報で周知する。 ・facebookの多言語化を充実させる。ポルトガル語・タガログ語 + ベトナム語・やさしい日本語 令和4年10月～ ・外国人の視聴が多い動画による配信を充実させる。
	13	関係機関と連携強化による被害者の自立支援	関係機関と連携を図り、被害者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るとともに、「市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を実施します。	広報広聴・シティープロモーション課 (市民相談センター)	・県警察本部や県犯罪被害者支援センターとの連携を図り、迅速な支援に努める。 ・支援について広報紙やウェブサイトにて周知する。
				こども未来課	・警察、市民相談センター、福祉課等と連携をし、被害者が必要とする支援を行う。

基本施策 (5)生涯にわたる心身の健康支援

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画 (※複数年計画でも可)	
⑨ 生涯にわたる健康管理や支援	14	健康管理に関する相談や健診体制の充実	心身の状態に応じて、適切な自己管理が行えるよう健康教育や相談・健診体制を充実させるとともに、健康を維持するための意識啓発を行います。	健康増進課	・健診は、新型コロナウイルスにより受診控えている方も安心して受診できるよう、感染対策を講じ実施していることを周知し、受診機会を逃すことがないように啓発する。 ・市民が希望できるタイミングで相談できる仕組みづくりを目指し、まち保健室の機会や「交流センター」「地域」と協働で市民の健康づくりを意識啓発していく。	
				福祉課	・障害者地域活動支援センターの開設 ・障害者団体への活動支援(補助金によるイベント開催補助) ・情報保障(例:地域活動等への手話派遣)	
		15	高齢者や障がい者の社会活動へ参加促進	高齢者や障がい者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。	高齢者支援課	・「官民での保険外サービス」の活用を検討する。 ・生活支援コーディネーターの在り方検討する。
	地域づくり応援課			・介護予防、健康づくりに関するセンター講座を実施できるよう、包括支援センターや市社協等と連携しながら行政課題・地域課題をとらえた講座企画をするよう交流センター職員に向けた研修を強化する。 【参考】竜洋交流センター「家族で学ぶ認知症の人と共に生活すること」		
	スポーツ振興課			・昨年度までと同様、講師派遣事業を通じて各施設や交流センターにて出前講座を行う。 【参考】スナックゴルフ(豊岡東交流センター) ・障がい者スポーツ(ポッチャなど)や健康体操などを通じて市民の介護予防及び健康づくりに寄与する。 【参考】ポッチャ体験講座(豊浜交流センター)		
	16	発達に応じた心身の変化と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解促進	発達段階に応じた心身の変化を理解するため、児童生徒へ性教育を進めるとともに、広く「性と生殖に関する健康と権利」について正しい知識の普及に努めます。	学校教育課	・昨年度までと同様に、保健体育科や学級活動等の時間に発達段階に応じた性教育を行う。	
地域づくり応援課				・児童生徒の発達段階に応じた適時に正しい性と生殖に関する知識を教育及び保育現場で児童に提供できるよう、必要な情報を提供する。		
⑩ 妊娠や出産に関わる健康支援	17	訪問や相談による保健指導の充実	妊娠や出産による心身の変化やパートナーの役割について、妊婦健康診査や赤ちゃん訪問の場で知識の普及と啓発を行います。	こども未来課	・妊婦健康診査や赤ちゃん訪問等において、知識の普及と啓発を行う。	

基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現

基本施策 (6) 職業生活における女性活躍推進とワークライフバランスの実現

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画（※複数年計画でも可）
⑪ 女性のキャリアアップや起業、再就職の支援	18	女性のキャリアアップ支援	女性の交流の場づくりや各種講座等を開催することでキャリアアップ支援を行うとともに、女性リーダーを育成するための取組みを行います。	地域づくり応援課	・国、県、市が行うキャリアアップに関する講座等の情報を広報する。 ・産業部(ワークピア)や市民活動センターと連携した女性キャリアアップを実施する。
				経済観光課	・「(仮)女性のキャリアアップセミナー」を実施する。(ワークピア)
	19	女性の起業や再就職の支援	女性の起業や再就職に必要な技術・知識等の習得に関する情報と学習機会を提供するなどの支援を行います。	経済観光課	■ワークピア盤田「はじまりのオフィス」を創業支援の拠点とし、各種相談やセミナー、イベントなど女性向けの創業支援事業も行う。 ・はじまり窓口(専門家による創業相談) ・はじまりセミナー(女性起業家育成講座) ・フォローアップセミナー ■女性のための就労応援セミナーを実施する。
⑫ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	20	家族経営協定の推進	農業へ夫婦や親子による経営参画を進めるため、就業条件の明確化や家族経営協定の締結に向けた情報提供を行います。	農林水産課	・農業委員会会報等で周知する。 ・農業経営改善計画認定更新時に情報提供する。
	21	男女均等な雇用の促進と啓発	誰もが活躍できる職場づくりを支援するため「男女共同参画社会づくり宣言」の周知や啓発を行います。	産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。
				地域づくり応援課	・「男女共同参画社会づくり宣言」事業所を、市HPに掲載し、宣言事業所の増加に向けてPRする。
⑬ 働き方改革の推進	22	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進するため、事業所と連携して先進的な事例を情報提供します。	地域づくり応援課	・民間企業の女性幹部候補が集まる「ワーキングレディーズクラブ」等で、ジェンダー平等や虹色ガイドブック作成など、市の取り組みや必要な取り組みを情報提供することで、企業に向けた啓発を行う。
				経済観光課	・国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。
				産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する。
	23	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進が事務の効率化や男性の家事や育児、介護へ参画の実現につながることを職員に認識させ、実践するよう啓発します。	教育総務課	・職員課の計画に準じ、連携した取組を実施する。(イクボス・男女の固定的役割意識の是正・性と生殖における相互理解など)
				職員課	・職員への意識啓発や仕事の進め方の見直しに取組み、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。 【主な取組み】 講演会の開催、ノー残業デーの実施、年休の取得推進 など
			消防総務課	■「家族の職場参観日」の開催 ワーク・ライフ・バランスの一環として、子供をはじめとする職員の家族を職場に招き、子供たちの職業観の育成や仕事への理解を深めるとともに、職員の職務意欲の向上を図る。	
			病院総務課	・「ワーク・ライフ・バランス委員会」等を活用し啓発をする。	
⑭ 家事や育児、介護における男性の活躍の促進	24	男性が家事や育児、介護に参画しやすい環境の整備	男性が家事や育児、介護に関する理解を深め、参画しやすい環境をつくるための情報提供や男性を対象とした講座などを開催して意識啓発を図ります。	地域づくり応援課	・本庁、交流センター、中央図書館での展示を通して、男性の育児休暇取得率等の実態を市民に周知し、意識啓発を行う。
				職員課	・育児介護ハンドブック活用して職員に情報を提供し、育児休業制度・介護休業制度の普及や取得促進に努める。
				子ども未来課 (ひと・ほんの庭にこっと)	・パパ向け子育て講座やパパ向けおはなし会を開催し、家事や育児への関心、意欲向上を促す。
				高齢者支援課	・県と連携して「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」に取り組む。

基本施策 (7)政策・方針の決定過程における女性参画の推進

具体的な施策	No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画（※複数年計画でも可）
⑮ 市の審議会等へ女性参画と公募委員の登用を促進	25	市の審議会等へ女性参画の促進	「磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知するとともに、女性参画率が目標値を下回る審議会等の所管課に対し指導を行い、女性の積極的登用を促進します。	地域づくり応援課	・県の調査とあわせて、各種会議も含めた女性委員割合の実態について調査するとともに、改選時期にあわせ全庁に向け、女女性委員の積極的登用を促す。 [参考] 令和4年3月 全庁へ発文「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」 総務課・地域づくり応援課 連名
				総務課	・各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針(男性又は女性委員の割合が構成委員の30%を下回らないように努める)に沿うように促す。
				全課	・「女性登用と公募委員の促進」通知を受け、各課が意識した人選や団体への依頼を行う。 ・廃棄物減量化等推進審議会の14人のうち5人の女性を登用する。(ごみ対策課)
	26	市の審議会等へ公募委員の登用を促進	「磐田市審議会等の委員の公募に関する要領」に基づき公募委員の登用を促進します。	地域づくり応援課	・各課に公募委員の割合を調査し、女性委員の登用とあわせて公募委員の登用を促す。 [参考]※再掲 令和4年3月 全庁へ発文「審議会等の委員に女性の積極的登用と公募委員の促進」 総務課・地域づくり応援課 連名
				総務課	・各課へ改選時に委員構成を磐田市審議会等の設置及び運営に関する指針及び磐田市審議会等の委員の公募に関する要領(公募委員の人数は、概ね委員定数の20%以上を目標)に沿うように促す。
				全課	・「女性登用と公募委員の促進」通知を受け、各課が意識した人選や団体への依頼を行う。 ・廃棄物減量化等推進審議会の公募委員を3名登用する。(ごみ対策課)
⑯ 市の管理職に女性登用を推進	27	女性活躍推進法に基づく行動計画の推進	「磐田市特定事業主行動計画」に基づき管理職に女性登用を推進します。	職員課	・やる気のある有能な人材の登用とともに女性の積極的な採用とキャリアアップを支援する
				教育総務課	・職員課の計画に準じる。
				消防総務課	①女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討 ・職域の拡大について(現場業務への配置等の検討) ②女性職員の雇用に関すること ・採用試験における身体的制限への対応 ③消防職員全般に関すること ・ハラスメントの防止 ・有給休暇及び男性職員による子育てのための休暇取得の促進 ④女性職員の活躍の推進に向けた目標値 ・職員数(205人)に対し、女性消防吏員を令和8年度当初までに5%(10人)に引き上げる ⑤女性職員によるワークショップの開催 ・「女性職員の活躍できる職場づくり」の研究・検討
				病院総務課	・女性医師のふじのくに女性医師支援センター復職支援協力医療施設として、当直の免除等の活用推進に努める。 ・女性管理職の登用は、今後の退職ポストの状況のみ必要な登用を図る。
⑰ 事業所や地域活動団体の方針決定や過程に女性参画を促進	28	事業所や地域活動団体へ女性参画を促進	事業所や地域活動団体に対し、多様な意思の活用による活性化事例を紹介するなどして、方針決定や過程に女性参画を促進します。	地域づくり応援課	・団体や企業において、男女が共に決定過程に携わるなど、多様な意見を取り入れながら事業化している好例や、地域の防災部会において女性意見を取り入れている好例を発信する。
				経済観光課	・経営者向け女性活躍セミナーを実施し、企業等における女性活躍を後押しする。
				産業政策課	・他担当課からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する

基本施策（8）多様な視点による地域活動の推進

具体的な施策		No.	施策	内容・方向性	担当課・関係課	令和4年度の具体的な取組計画（※複数年計画でも可）
⑱	性別にとらわれない地域活動の推進	29	地域活動団体へ啓発と支援	自治会や地域づくり協議会、学校、地域活動団体に対し、性別にとらわれず誰もが参画できる活動にするための情報提供や啓発を行います。	地域づくり応援課	・市内における様々な場面において、男女やトランスジェンダー、外国人、障害児者など、多様な方々が分け隔てなく、平等に扱われ、個々の意見を尊重し合える社会に向け、市が進める「ダイバーシティ&インクルージョン」に関する情報提供と啓発を実施する。
		30	性別にとらわれない防災活動の啓発と役員等へ女性登用の促進	自主防災組織に、性別にとらわれない多様な視点に立った防災活動の必要性を啓発するとともに、役員等へ女性登用を促進します。	地域づくり応援課	・自主防災会長研修会で、女性役員等の必要性を説明し、情報提供を行う。 ・自主防災会長研修会で「炊出しは女性・機械操作は男性」などと役割を固定化しないように説明し、意識啓発を行う。
⑲	多様な視点による防災活動の推進	31	誰もが参加しやすい防災訓練の実施	多様な視点に立ち、誰もが参加しやすい防災訓練の実施に努めます。	地域づくり応援課 予防課(消防署)	・各自主防災会が行う総合防災訓練は、各自主防災会が参加して欲しいターゲット層に応じて、子育て支援施設や小中学校、交流センター等と連携した訓練を企画するように、自主防災会長研修会等を通じて周知・啓発を行う。 ・防災講座等で、女性と男性の備蓄品ニーズの違いや妊産婦や子育て家庭のニーズを理解してもらうように努める。 ・避難所代表者会議で、性別や年齢、文化的なプライバシーに配慮した避難所運営ができるように、組織体制の見直しや個人備蓄の啓発を行う。
		32	支援ニーズの違いに配慮した避難所運営体制の整備と備蓄品等の確保	避難所運営に関わる誰もが、性別や年齢などによるニーズの違いに配慮した避難所運営ができるよう、体制の整備と備蓄品等の確保を行います。	地域づくり応援課 危機管理課	・防災講座等で、女性と男性の備蓄品ニーズの違いや妊産婦や子育て家庭のニーズを理解してもらうように努める。 ・避難所代表者会議で、性別や年齢、文化的なプライバシーに配慮した避難所運営ができるように、組織体制の見直しや個人備蓄の啓発を行う。 ・女性や乳幼児が避難所生活において早期から必要となる備蓄品を確保する。

第3次プラン 成果指標 (R4~R8)

基本方針	指標名	説明	現状値(R3)	目標値(R8)
1. 男女共同参画の実現に向けた意識改革	【指標1】 「セクシュアル・マイノリティ」を認知及び理解している人の割合	市民意識調査で「セクシュアル・マイノリティを認知及び理解している」と答えた人の割合	56.5% (R2)	70%以上
	【指標2】 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的役割分担に反対する割合	市民意識調査で「男は仕事、女は家事・育児という役割分担意識に反対」と答えた割合	61.9%(R2)	70%以上
2. 安心して暮らせる仕組みづくり	【指標3】 ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給件数	「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」の制度周知に伴う支給件数	自立支援教育訓練給付金 3件(R2) 高等職業訓練 促進給付金 3件(R2)	自立支援教育訓練給付金 4件以上 高等職業訓練 促進給付金 4件以上
	【指標4】 相談窓口案内カードの設置箇所数	女性相談窓口や若者相談ダイヤルなど各種相談窓口案内カードの設置箇所数	29 箇所	60 箇所以上
	【指標5】 子宮頸がん検診受診率(対象者 20 歳) 乳がん検診受診率(対象者 40 歳)	がん検診推進事業(無料クーポン券)を配布した検診対象者の受診率	子宮頸がん検診 8.2%(R2) 乳がん検診 20.3%(R2)	子宮頸がん検診 10.0%以上 乳がん検診 35.0%以上
3. 誰もが活躍できる社会の実現	【指標6】 「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所数	静岡県が実施している「男女共同参画社会づくり宣言」を宣言している市内事業所数	43 事業所 (R2)	60 事業所以上
	【指標7】 市の審議会等委員の女性割合	市が設置する審議会等の委員のうち女性を登用した割合	27.7%	35%以上
	【指標8】 女性の会長がいる自治会 や自主防災組織の割合	女性の自治会長、自主防災会会長がいる市内の自治会や自主防災組織の割合	自治会 1.3% 自主防災組織 1.3%	自治会 3%以上 自主防災組織 3%以上
	【指標9】 男女共同参画の視点による防災講座の受講者	市が開催(共催)した男女共同参画の視点による防災講座の受講者数	3,368 人 (過去3年平均)	4,000 人以上